



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月25日
号外(4)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(畜産課) 1
- ※滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則(CO₂ネットゼロ推進課) 9
- ※滋賀県国民健康保険財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則(医療保険課) .. 23
- ※滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則(財政課) 23
- ※ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課) 23

○ 告 示

- ※CO₂ネットゼロ社会づくり指針(CO₂ネットゼロ推進課) 27
- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正(モノづくり振興課) 37
- ※メイドイン滋賀企業立地助成金交付要綱の一部改正(モノづくり振興課) 37
- ※滋賀県景観調査指針の廃止(都市計画課) 38
- 滋賀県景観計画の変更(都市計画課) 38

○ 教育委員会規則

- ※滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(教育総務課) 38

規 則

滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第9号

滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「法」という。)の施行に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法および省令において使用する用語の例による。

(接道の認定)

第3条 省令第48条第2項の規定による認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1号)の正本および副本に、次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路および目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置および用途、申請に係る畜舎等と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置、種別および幅員その他必要な事項
平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途および面積
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置ならびに外壁および軒裏の構造
主要断面図	縮尺、床の高さ、天井の高さ、軒およびひさしの出ならびに軒の高さおよび畜舎等の高さ

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に掲げる図書のほか、必要な図書の添付を求めることができる。

3 知事は、認定をしたときは、認定通知書(別記様式第2号)に第1項の認定申請書の副本およびその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 知事は、認定をしないときは、不認定通知書(別記様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(省令第64条第1項の都道府県知事が必要と認める図書等)

第4条 省令第64条第1項の都道府県知事が必要と認める図書は、法第3条第1項の認定の申請に係る畜舎建築利用計画(畜舎建築利用計画に係る畜舎等に特例畜舎等以外の畜舎等があるものに限る。)が同条第3項第4号に適合するものであることについて建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の審査を受けた場合における当該指定確認検査機関が当該畜舎建築利用計画について同号に適合するものであることを認めた書面とする。

2 省令第64条第2項に規定する都道府県知事が不要と認める図書は、省令別表第2から別表第8までの各項に掲げる図書とする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項に規定する図書のほか、必要な図書の添付を求めることができる。

(認定の申請の取下げ)

第5条 法第3条第1項、第4条第1項もしくは第6条第2項ただし書または省令第48条第2項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(認定等の公表)

第6条 法第3条第6項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)または第16条第3項の規定による公表は、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(省令第91条の都道府県知事の定める日)

第7条 省令第91条の都道府県知事の定める日は、法第3条第1項の認定を受けた年度の翌年度から起算して5年度を経過する年度または5の倍数の年度を経過するごとの年度の8月末日とする。

(建築等または利用の取りやめ)

第8条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等または利用を取りやめようとするときは、あらかじめ、取りやめ届出書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第3条関係)

認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

電話番号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名または名称(法人にあつては、代表者の氏名)
- (2) 住所または主たる事務所の所在地
- (3) 電話番号

2 設計者の概要

- (1) 資格
() 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所の名称等
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等および畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地または所在地
- (2) 区域、地域、地区または街区
- (3) 道路
ア 幅員

イ 敷地と接している部分の長さ

(4) 敷地面積

ア 敷地面積

イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

ア 建築面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

イ 建蔽率

(8) 床面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造および設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

 A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

様式第2号(第3条関係)

認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

滋賀県知事

年 月 日付で申請のあった認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1 認定に係る畜舎等の工事施工地または所在地

2 認定に係る畜舎等の種類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第3号(第3条関係)

不認定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事

下記の申請については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の認定をしないこととしたので、通知します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る畜舎等の位置

4 理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第4号(第5条関係)

取下げ届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 住 所
氏 名(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

電話番号

下記の申請を取り下げたいので、滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

1 申請の種類

- 法第3条第1項の認定
法第4条第1項の変更の認定
法第6条第2項ただし書の規定による認定
省令第48条第2項の規定による認定

2 申請年月日

年 月 日

3 取下げの理由

4 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第5号(第8条関係)

取りやめ届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

電話番号

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等(利用)を取りやめたいので、滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号および認定年月日

認 定 番 号 第 号

認定年月日 年 月 日

2 取りやめの年月日

年 月 日

3 取りやめの理由

4 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第10号

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例施行規則(平成23年滋賀県規則第20号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等(第4条-第6条)

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組(第7条-第13条)

第4章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組(第14条-第22条)

第5章 再生可能エネルギー等の利用等(第23条-第27条)

第6章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会(第28条-第32条)

第7章 雑則(第33条-第35条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(温室効果ガス)

第3条 条例第2条第3項第4号の規則で定めるハイドロフルオロカーボンとは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号。以下「温暖化対策推進法施行令」という。)第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンとする。

2 条例第2条第3項第5号の規則で定めるパーフルオロカーボンとは、温暖化対策推進法施行令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボンとする。

第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等

(推進計画)

第4条 条例第8条第5項の規定による推進計画の公表は、県のホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第8条第6項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

(1) 法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

(2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(施策の実施状況の公表の方法)

第5条 条例第9条の規定による推進計画に基づく施策の実施の状況の公表については、前条第1項の規定を準用する。

(CO₂ネットゼロ社会づくり指針の公表の方法)

第6条 条例第10条第2項の規定によるCO₂ネットゼロ社会づくり指針の公表は、滋賀県公報で告示することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

(事業者行動計画の提出を要する事業者)

第7条 条例第25条第1項の事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(i) 前年度に使用した燃料(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。)第2条第2項に規定する燃料をいう。)の量ならびに前年度において他人から供給された熱(同条第1項に規定する熱をいう。)および電気(同項に規定する電気をいう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定の例により原油の数量に換

算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所を有する者

(2) 次に掲げる者であって、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの

ア 二酸化炭素(エネルギー(省エネルギー法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。))の使用に伴って発生するものを除く。以下アにおいて同じ。)の排出を伴う事業活動(国または地方公共団体の事務および事業を含む。以下同じ。)として温暖化対策推進法施行令別表第7の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の前年度の排出量に1を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者

イ メタンの排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第8の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの前年度の排出量に25を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者

ウ 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第9の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の前年度の排出量に298を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者

エ 第3条第1項に規定するハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第10の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの前年の1月1日から12月31日までの排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第4号から第22号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第4号から第22号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるものを設置している者

オ 第3条第2項に規定するパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第11の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの前年の1月1日から12月31日までの排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第23号から第31号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第23号から第31号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるものを設置している者

カ 六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第12の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の前年の1月1日から12月31日までの排出量に22,800を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者

キ 三ふっ化窒素の排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第13の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の前年の1月1日から12月31日までの排出量に17,200を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者

(事業者行動計画の策定等)

第8条 条例第25条第1項の規定による事業者行動計画の策定は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 条例第25条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 計画期間

(2) 事業者行動計画を提出する日の属する年度の前年度(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄および三ふっ化窒素にあつては、前年の1月1日から12月31日まで。第12条第1項第2号において同じ。)の温室効果ガスの排出の量

(3) これまでに実施したCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組に関する事項

(4) その他知事が定める事項

3 条例第25条第3項の規定による事業者行動計画の提出は、第1項の事業者行動(計画・変更計画・報告)書により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

(変更後の事業者行動計画の提出等)

第9条 条例第25条第4項の規定による変更後の事業者行動計画の提出は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 条例第25条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第25条第2項第1号のCO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針(次号において「基

本的な方針」という。)の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの

- (2) 条例第25条第2項第2号から第6号までに掲げる事項の変更のうち、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わないもの

(氏名等の変更の届出等)

第10条 条例第25条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 事業所の名称または所在地に変更があった場合
(2) 事業者行動計画の対象となる事業所を廃止した場合

2 条例第25条第5項の規定による届出は、前項第2号に掲げる場合以外の場合にあつては事業者行動計画に係る氏名等変更届出書(別記様式第2号)により、同号に掲げる場合にあつては事業者行動計画に係る事業所廃止届出書(別記様式第3号)により行うものとする。

(事業者行動計画の公表)

第11条 条例第25条第6項の規定による公表は、事業者行動計画の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(事業者行動報告書の作成等)

第12条 条例第26条第1項の規定による事業者行動報告書の作成および提出は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(別記様式第1号)に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、毎年度7月末日までに行うものとする。

- (1) 条例第25条第2項第2号から第5号までに掲げる取組の実施状況および当該取組により達成しようとする目標の進捗に対する自己評価

- (2) 事業者行動報告書を提出する日の属する年度の前年度の温室効果ガスの排出の量

2 条例第26条第2項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、事業者行動報告書の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他の事業者による事業者行動計画の策定等)

第13条 第8条から第11条までの規定は、条例第27条第1項の規定により策定し、および提出する事業者行動計画について準用する。この場合において、第8条第3項中「計画期間の初年度の7月末日までに行う」とあるのは、「行う」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、条例第27条第2項において準用する条例第26条第1項の規定により作成し、および提出する事業者行動報告書について準用する。

第4章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

(アイドリング・ストップを要しない場合)

第14条 条例第42条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の付属装置(自動車の運転者室および客室における冷房または暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
(2) 法令の規定もしくは警察官の命令により、または危険を防止するために自動車を停止する場合
(3) 人命救助活動、災害救助活動、水防活動、消火活動その他防災活動のため、現に使用している場合
(4) 警衛列自動車または警護列自動車である場合
(5) 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察の責務の遂行のため、現に使用している場合
(6) 裁判官または裁判所の発する令状の執行のため、現に使用している場合
(7) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条の規定により選挙運動のため使用される自動車または同法第201条の11第3項に規定する表示がなされている自動車である場合
(8) その他アイドリング・ストップを行わないことにつき、やむを得ない事情があると知事が認める場合
(アイドリング・ストップの周知の措置を講ずべき施設)

第15条 条例第43条第2項の規則で定める規模は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上とする。

2 条例第43条第2項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場
(2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所または公園等の施設の利用者または従業員のために設置される駐車施設
(3) 特定の者の自動車等の保管のために設置される駐車施設
(4) 客待ちまたは貨物の積卸しのために設置される駐車施設
(条例第44条第1項の規則で定める自動車等)

第16条 条例第44条第1項の規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 二輪自動車(側車付のものを含む。)
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する大型特殊自動車および小型特殊自動車
- (3) 被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項第6号および第7号に掲げる自動車を除く。)
- (5) 商品としての自動車
- (6) 業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の不特定の者に貸与し短期間使用させる自動車

2 条例第44条第1項の規則で定める台数は、100台とする。

(自動車管理計画の策定等)

第17条 条例第44条第1項の規定による自動車管理計画の策定は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)により行うものとする。

2 条例第44条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画期間
- (2) その他知事が定める事項

3 条例第44条第3項において準用する条例第25条第3項の規定による自動車管理計画の提出は、第1項の自動車管理(計画・変更計画・報告)書により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

(変更後の自動車管理計画の提出等)

第18条 条例第44条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項の規定による変更後の自動車管理計画の提出は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)により行うものとする。

2 条例第44条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第44条第2項第1号の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針(次号において「基本的な方針」という。)の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの
- (2) 条例第44条第2項第2号および第3号に掲げる事項の変更のうち、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わないもの

(氏名等の変更の届出等)

第19条 条例第44条第3項において準用する条例第25条第5項の規定による届出は、自動車管理計画に係る氏名等変更届出書(別記様式第5号)により行うものとする。

(自動車管理計画の公表)

第20条 条例第44条第3項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、自動車管理計画の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(自動車管理報告書の作成等)

第21条 条例第45条第1項の規定による自動車管理報告書の作成および提出は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、毎年度7月末日までに行うものとする。

- (1) 条例第44条第2項第2号に掲げる取組の実施状況
- (2) 自動車管理報告書を提出する日の属する年度の前年度の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量

2 条例第45条第2項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、自動車管理報告書の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他の事業者による自動車管理計画の策定等)

第22条 第17条から第20条までの規定は、条例第46条第1項の規定により策定し、および提出する自動車管理計画について準用する。この場合において、第17条第3項中「計画期間の初年度の7月末日までに行う」とあるのは、「行う」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、条例第46条第2項において準用する条例第45条第1項の規定により作成し、および提出する自動車管理報告書について準用する。

第5章 再生可能エネルギー等の利用等

(再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定等)

第23条 条例第51条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定は、再生可能エネルギー電気供給拡大(計画・変更計画・報告)書(別記様式第6号)により行うものとする。

2 条例第51条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画期間
- (2) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出する日の属する年度の前年度の県内への電気および再生可能エネルギー電気の供給の量
- (3) これまでに実施した再生可能エネルギーの供給拡大を図るための取組に関する事項
- (4) 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のための取組に関する事項
- (5) その他知事が定める事項

3 条例第51条第3項において準用する条例第25条第3項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出は、第1項の再生可能エネルギー電気供給拡大(計画・変更計画・報告)書により、計画期間の初年度の9月末日までに行うものとする。

(変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出等)

第24条 条例第51条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項の規定による変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出は、再生可能エネルギー電気供給拡大(計画・変更計画・報告)書(別記様式第6号)により行うものとする。

2 条例第51条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第51条第2項第1号の再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針(次号において「基本的な方針」という。)の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの
- (2) 条例第51条第2項第2号および第3号に掲げる事項の変更のうち、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わないもの

(氏名等の変更の届出等)

第25条 条例第51条第3項において準用する条例第25条第5項の規定による届出は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画に係る氏名等変更届出書(別記様式第7号)により行うものとする。

(再生可能エネルギー電気供給拡大計画の公表)

第26条 条例第51条第3項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成等)

第27条 条例第52条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成および提出は、再生可能エネルギー電気供給拡大(計画・変更計画・報告)書(別記様式第6号)に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、毎年度9月末日までに行うものとする。

- (1) 条例第51条第2項第2号に掲げる取組の実施状況
- (2) 第23条第2項第4号および第5号に掲げる取組の実施状況
- (3) 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書を提出する日の属する年度の前年度の県内への電気および再生可能エネルギー電気の供給の量

2 条例第52条第2項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

第6章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

(審議会の会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第30条 会長は、審議会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、総合企画部CO₂ネットゼロ推進課において処理する。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(身分証明書)

第33条 条例第63条第2項の証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式の規定の例による様式によるものとする。

(公表の方法)

第34条 条例第65条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名および住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
 - (2) 勧告の内容および当該勧告に従わない事実
- 2 前項の公表は、滋賀県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度を計画期間の初年度とする事業者行動計画の提出は、第8条第3項の規定にかかわらず、令和4年9月末日までに行うものとする。
- 3 条例付則第3項の規定により条例第25条第3項または第27条第1項の規定により提出された条例第25条第1項に規定する事業者行動計画とみなされた旧低炭素社会づくり条例第20条第3項または第22条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第20条第1項に規定する事業者行動計画(同条第4項(旧低炭素社会づくり条例第22条第2項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の事業者行動計画を提出した場合にあっては、当該変更後のもの)に係る条例第26条第1項に規定する事業者行動報告書の作成については、第12条第1項および別記様式第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 条例付則第4項の規定により条例第44条第3項において準用する第25条第3項または第46条第1項の規定により提出された条例第44条第1項に規定する自動車管理計画とみなされた旧低炭素社会づくり条例第38条第3項において準用する第20条第3項または第40条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第38条第1項に規定する自動車管理計画(同条第3項(旧低炭素社会づくり条例第40条第2項において準用する場合を含む。))において準用する旧低炭素社会づくり条例第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した場合にあっては、当該変更後のもの)に係る条例第45条第1項に規定する自動車管理報告書の作成については、第21条第1項および別記様式第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(滋賀県行政組織規則の一部改正)

- 5 滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の表総合企画部の部CO₂ネットゼロ推進課の款第5号中「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に改める。

(滋賀県事務委任規則の一部改正)

- 6 滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第117号の2中「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)第45条」を「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)第62条」に、「第37条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第117号の3中「第46条第1項」を「第63条第1項」に改め、同条第117号の4中「第47条」を「第64条」に、「第7号」を「第8号」に改め、同条第117号の5中「第48条」を「第65条」に改める。

(滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部改正)

- 7 滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)の項を次のように改める。

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)	第25条第3項(第44条第3項および第51条第3項において準用する場合を含む。)、第4項(第27条第2項において準用する場合ならびに第44条第3項(第46条
--	--

第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。) および第51条第3項において読み替えて準用する場合を含む。) および第5項(第27条第2項、第44条第3項および第51条第3項において準用する場合を含む。)、第26条第1項(第27条第2項において準用する場合を含む。)、第27条第1項、第45条第1項(第46条第2項において準用する場合を含む。)、第46条第1項ならびに第52条第1項

別記

様式第1号(第8条、第9条、第12条関係)

事業者行動(計画・変更計画・報告)書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

提出者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

第25条第3項・第25条第4項
 第27条第1項・第27条第2項において準用する同条
 第26条第1項
 第27条第2項において準用する同条例第26条第1項

例第25条第4項

の規定に基づき、

事業者行動計画を策定(変更)
 事業者行動報告書を作成

したので、提出します。

事業者の氏名(法人にあつては、 名称および代表者の氏名)	
事業者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	

1 事業所の概要

事業所の名称						
事業所の所在地						
主たる事業	細分類番号				(産業分類・細分類の名称を記載)	
事業の概要						
従業員の数		人	操業時間		時間/日	
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上の事業所を県内に有する事業者					
	<input type="checkbox"/> 従業員数が21人以上であつて、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で年間3,000トン以上の事業所を県内に有する事業者					
	<input type="checkbox"/> 任意提出事業者					
主要な設備	ボイラ	台	熱源設備	台	照明設備	台
	コンプレッサ	台	空調設備	台	その他	

2 計画期間(および報告対象年度)

計画期間	開始年度	年度	報告対象年度	年度
	終了年度	年度		

3 計画の(内容・実施状況)

計画の(内容・実施状況)	別添のとおり
--------------	--------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第2号(第10条関係)

事業者行動計画に係る氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

提出者
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

事業者行動計画に係る氏名(名称・住所・主たる事務所の所在地・事業所の名称・事業所の所在地)に変更があつたので、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
 第25条第5項
 第27条第2項において準用する同条例第25条第5項
 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受付年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※備考	
変更の理由				

注1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第3号(第10条関係)

事業者行動計画に係る事業所廃止届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

提出者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

事業者行動計画の対象となる事業所を廃止したので、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
 第25条第5項
 第27条第2項において準用する同条例第25条第5項 }の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		※整理番号	
事業所の所在地		※受付年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日	※備考	
廃止の理由			

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第4号(第17条、第18条、第21条関係)

自動車管理(計画・変更計画・報告)書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

提出者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

第44条第3項において準用する同条例第25条第3項
第46条第1項・第46条第2項において読み替えて準
第45条第1項
第46条第2項において準用する同条例第45条第1項

・第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項

用する同条例第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項

の規定に基づき、
自動車管理計画
自動車管理報告

を策定(変更)したので、提出します。
書を作成

1 事業者に関する事項

事業者の氏名(法人にあつては、 名称および代表者の氏名)	
事業者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
県内事業所数	事業所
県内自動車使用台数	台
自動車の使用に伴う 温室効果ガス排出量	t-CO ₂

2 計画期間(および報告対象年度)

計 画 期 間	開 始 年 度	年 度	終 了 年 度	年 度
報 告 対 象 年 度	年 度			

3 計画の(内容・実施状況)

計 画 の (内 容 ・ 実 施 状 況)	別添のとおり
-------------------------	--------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第5号(第19条関係)

自動車管理計画に係る氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

提出者
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

自動車管理計画に係る氏名(名称・住所・主たる事務所の所在地・事業所の名称・事業所の所在地)に変更があつたので、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
第44条第3項
第46条第2項において読み替えて準用する同条例第44条第3項 } において準用する同条例第25条第5項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 付 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 備 考	
変 更 の 理 由				

注1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号(第23条、第24条、第27条関係)

再生可能エネルギー電気供給拡大(計画・変更計画・報告)書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

提出者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例 第51条第3項において準用する同条例第25条第3項
第52条第1項

・第51条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項 の規定に基づき、 再生可能エネルギー電気
再生可能エネルギー電気
供給拡大計画を策定(変更) したので、提出します。
供給拡大報告書を作成

1 事業者に関する事項

事業者の氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)	
事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
自社発電設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
県内における発電設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 計画期間(および報告対象年度)

計 画 期 間	開 始 年 度	年 度	終 了 年 度	年 度
報 告 対 象 年 度	年 度			

3 計画の(内容・実施状況)

計画の(内容・実施状況)	別添のとおり
--------------	--------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第7号(第25条関係)

再生可能エネルギー電気供給拡大計画に係る氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

提出者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

再生可能エネルギー電気供給拡大計画に係る氏名(名称・住所・主たる事務所の所在地・事業所の名称・事業所の所在地)に変更があつたので、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第51条第3項において準用する同条例第25条第5項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受付年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※備考	
変更の理由				

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第11号

滋賀県国民健康保険財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県国民健康保険財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則(平成30年滋賀県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条および第2条第1号中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第4条中「第81条の2第6項」を「第81条の2第7項」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第12号

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

本則に次の1条を加える。

(畜舎建築利用計画の認定等に係る書面)

第11条 条例別表第71注2に規定する規則で定める書面は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第67条に規定する者が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項の規定に基づく認定または同法第4条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る同表(1)の項イに規定する大規模畜舎等について、同法第3条第3項第4号(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定に適合することを認めた書面とする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第13号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則(昭和60年滋賀県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「第2条第3項」を「第2条第3号」に改め、同条中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(10) 太陽光を電気に変換するための設備および太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備(以下「太陽光発電設備等」という。)(建築物と一体となつて設置されるものを除く。)

第5条の次に次の1条を加える。

(行為の完了の届出)

第5条の2 条例第11条の2の規定による届出は、行為の完了届出書(別記様式第1号の2)により行うものとする。

第8条中「の各号」を削り、同条第1号ア中「へい」を「塀および太陽光発電設備等(建築物と一体となつて設置されるものに限る。ウにおいて同じ。)」に、「改築で」を「改築または移転で」に改め、同号イ中「へい」を「塀」に改め、同号に次のように加える。

ウ 太陽光発電設備等の新築、増築、改築または移転で、その新築、増築、改築または移転に係る太陽光発電設備等の太陽電池モジュールおよび集熱板(以下「モジュール等」という。)の面積の合計が10平方メートル以下であるもの

第8条第2号エ中「(琵琶湖景観形成特別地区内における新設、増築、改築または移転を除く。)」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 次に掲げる工作物の新設、増築、改築または移転(増築、改築または移転後のアおよびイに掲げる工作物の高さまたは面積が、それぞれアおよびイに規定する高さまたは面積を超えることとなるものを除く。)

ア 支柱型太陽光発電設備等(太陽光発電設備等(地面に自立して設置するものに限る。イにおいて同じ。))のうち、1の太陽電池アレイ(モジュール等およびモジュール等を支持する工作物の総体をいう。)のみを有し、かつ、モジュール等を1本の柱で支持するものをいう。イにおいて同じ。)で、高さが5メートル以下のものまたはモジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの

イ 支柱型太陽光発電設備等以外の太陽光発電設備等で、高さが1.5メートル以下のものまたはモジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの

第8条第3号ア中「へい」を「塀」に改め、同条第4号中「エまで」の右に「ならびに第2号の2アおよびイ」を加え、同条第6号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改める。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 第3条各号(第2号を除く。)に掲げる工作物

第9条第3号中「さく、へい」を「柵、塀」に改める。

第11条中「および第18条第1項第1号」を削る。

第15条第1項および第2項中「、滋賀県住宅供給公社」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第22条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

「(あて先) (宛先)

別記様式第1号中 滋賀県知事 を 滋賀県知事 に、「氏名 滋賀県 土木事務所長」 滋賀県 土木事務所長」

㊦)を「氏名」に、

景観形成地域・地区の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖景観形成地域(琵琶湖景観形成特別地区を含む。)	を
	<input type="checkbox"/> _____ 沿道景観形成地区	
	<input type="checkbox"/> _____ 河川景観形成地区	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域	

景観形成地区等の別	<input type="checkbox"/> _____ 沿道景観形成地区	に、
	<input type="checkbox"/> _____ 河川景観形成地区	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域	

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「^{たい}堆積」を「堆積」に、

延べ面積	m ²	m ²	m ²	を
------	----------------	----------------	----------------	---

延べ面積	m ²	m ²	m ²	に、「彩度(
モジュール等面積	m ²	m ²	m ²	

) / 明度」を「明度() / 彩度」に、

築造面積	m ²	m ²	m ²	を
------	----------------	----------------	----------------	---

築造面積	m ²	m ²	m ²	に、
モジュール等面積	m ²	m ²	m ²	

「遮へい措置」を「遮蔽措置」に、「屋外における物件の^{たい}堆積」を

「屋外における
物件の堆積」に、「遮へい措置」を「遮蔽措置」に改め、同様式中記入上の注

意2を削り、記入上の注意3を記入上の注意2とし、記入上の注意4から記入上の注意6までを記入上の注意3から記入上の注意5までとし、記入上の注意7の前に次のように加える。

6 モジュール等面積欄には、太陽光発電設備等の太陽電池モジュールおよび集熱板の面積の合計値を記入してください。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第5条の2関係)

※

受付日	年 月 日
受付番号	

滋賀県景観計画区域内における行為の完了の届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事
滋賀県 土木事務所長

届出者 住所 〒
氏名
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名
電話番号 ()
届出内容に 住所 〒
係る照会先 氏名
電話番号 ()

景観法第16条第1項の規定により届出した行為を完了しましたので、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第11条の2の規定により次のとおり届け出ます。

景観形成地区等の別	<input type="checkbox"/> _____ 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> _____ 河川景観形成地区 <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域
行為の場所	滋賀県 _____ 市 _____ 町 _____ 番地 _____ 郡 _____ 町大字
行為の完了日	年 月 日
行為の届出日	年 月 日
軽微な変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
軽微な変更の概要	

記入上の注意

- 届出内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
- 軽微な変更の概要欄には、行為の届出日以降に軽微な変更がされた場合に記入してください。
- 完了後の状況を示す写真ならびに撮影地点および撮影方向が分かる配置図を添付してください。
- ※欄には、記入しないでください。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第3号(表)中 「(あて先) 滋賀県知事 滋賀県 土木事務所長」 を 「(宛先) 滋賀県知事 滋賀県 土木事務所長」 に、「氏名 ④」を「氏名」に、

景観形成地域・地区の別	<input type="checkbox"/>	琵琶湖景観形成地域(琵琶湖景観形成特別地区を含む。)	を
	<input type="checkbox"/>	沿道景観形成地区	
	<input type="checkbox"/>	河川景観形成地区	
	<input type="checkbox"/>	上記以外の景観計画区域	

景観形成地区等の別	<input type="checkbox"/>	沿道景観形成地区	に、
	<input type="checkbox"/>	河川景観形成地区	
	<input type="checkbox"/>	上記以外の景観計画区域	

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式(裏)中

延べ面積	m ²	m ²	m ²	を
------	----------------	----------------	----------------	---

延べ面積	m ²	m ²	m ²	に、「彩度(
モジュール等面積	m ²	m ²	m ²	

) / 明度()」を「明度() / 彩度()」に、

築造面積	m ²	m ²	m ²	を
------	----------------	----------------	----------------	---

築造面積	m ²	m ²	m ²	に改め、同様式
モジュール等面積	m ²	m ²	m ²	

(裏)中記入上の注意12を記入上の注意13とし、記入上の注意4から記入上の注意11までを記入上の注意5から記入上の注意12までとし、記入上の注意3の次に次のように加える。

4 モジュール等面積欄には、太陽光発電設備等の太陽電池モジュールおよび集熱板の面積の合計値を記入してください。

付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第125号

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)第10条第1項の規定に基づき、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を次のとおり定める。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

CO₂ネットゼロ社会づくり指針

第1 趣旨

この指針は、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための参考となる事項を定めるとともに、条例第25条第1項に規定する事業者行動計画(以下「事業者行動計画」という。)、条例第44条第1項に規定する自動車管理計画(以下「自動車管理計画」という。)および条例第51条第1項に規定する再生可能エネルギー電気供給拡大計画(以下「再生可能エネルギー電気供給拡大計画」という。)の策定に当たり

勘案すべき事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例で使用する用語の例による。

第3 事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

1 事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組に係る基本的な考え方

CO₂ネットゼロ社会づくりは、全ての者の連携および協働の下に推進することが必要であるが、その中でも、事業者は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に当たり大きな役割を担う存在である。このことを踏まえ、事業者は、次に掲げる取組を自主的かつ積極的に行うことが期待される。

- (1) 事業者自らが排出する温室効果ガスの量を削減するための取組
- (2) エネルギー消費性能等が優れている製品の製造等、事業活動を通じた他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する取組
- (3) その他CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与することとなる取組

2 事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組の推進事業者は、その事業活動その他の活動を行うに当たり、別表第1に掲げる取組を参考にCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

また、これらの取組を行うに当たっては、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(平成25年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号)ならびに工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号)および旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準(平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号)等についても参考にするものとする。

第4 県民によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

県民は、その日常生活において、別表第2に掲げる取組を参考にCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

第5 民間団体によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

民間団体は、別表第3に掲げる取組を参考に、家庭において県民一人ひとりが行う取組をさらに多くの県民に広げる取組に加え、民間団体が自ら、または他の主体との連携・協働により地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行うことが期待される。

第6 事業者行動計画の策定に当たり勘案すべき事項

事業者行動計画の策定に当たって、事業者が勘案すべき事項は、次に掲げるとおりである。

1 CO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

事業者は、その事業活動を通じたCO₂ネットゼロ社会づくりに向けた取組について、対象となる事業所における基本的な考え方を定めるものとする。この場合において、当該事業者が製品の製造、サービスの提供等の自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組を推進しようとしているときは、当該内容を方針に盛り込んで定めることが望ましい。

なお、当該事業者が環境マネジメントシステムの導入等により既に地球温暖化対策等に関する方針を定めている場合は、その方針を基本的な方針とすることができる。

2 推進体制

事業者は、対象となる事業所における取組を確実かつ円滑に推進するため、責任者を定め、事業所全体または事業者全体で推進するための体制を整備するものとする。

なお、環境マネジメントシステム等により既に体制を整備している場合は、その体制により推進することができる。

3 計画期間

基本的な方針、取組および取組により達成しようとする目標を勘案して定めるものとする。

4 自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況

事業者は、対象となる事業所における計画期間の初年度の前年度の温室効果ガスの排出の量について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条第3項および地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第7条に規定する方法により算定して把握するものとする。

5 自らの温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組および当該取組により達成しようとする

る目標

(1) 取組

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、事業活動の特性に応じた取組を定めるものとする。

(2) 目標

ア 事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、これまで実施してきた温室効果ガスの排出の量の削減のための取組等を踏まえ、自らの温室効果ガスの排出の量の削減のための取組に関し、自主的な目標を定めるものとする。

イ 目標を定めるに当たっては、目標年度の温室効果ガス排出量、取組により削減する温室効果ガス排出量または取組により削減する温室効果ガス排出量の割合等、可能な限り定量的な目標を定めるものとする。

ウ 定量的な目標を設定する場合における、目標の具体的な設定については、次のとおりとする。

(7) 基準年度および目標年度

基準年度は、計画期間の初年度の前年度、前々年度等、事業者が基準年度として適切であると考えられる年度を設定するものとする。また、目標年度は、計画期間の終了年度とする。

(4) 目標に係る排出量

温室効果ガス排出量に関し定量的な目標を定める場合にあつては、当該目標の根拠となる温室効果ガス排出量については、総排出量または原単位当たりの排出量のいずれを設定してもよいものとする。

また、目標に係る温室効果ガス排出量を算出するに当たって使用する電気の二酸化炭素排出係数については、事業者の取組を適切に反映させるために、基準年度の値に固定する等の設定をしてもよいものとする。

(7) 原単位当たりの排出量を設定する場合の原単位

原単位当たりの排出量を設定する場合における原単位は、当該事業所における温室効果ガス排出量の削減の取組等が適切に反映されると考えられる数量(生産数量、延べ床面積、売上金額等)を設定するものとする。

6 再生可能エネルギー等の利用に関する取組および当該取組により達成しようとする目標

(1) 取組

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、事業活動の特性に応じ、再生可能エネルギー利用設備および再生可能エネルギーを効率的に利用する設備の設置、再生可能エネルギー利用設備により発電された電気の自家消費その他の再生可能エネルギー等の利用に関する取組を可能な限り定めるものとする。

(2) 目標

事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴うエネルギーの使用の状況等を踏まえ、再生可能エネルギー等の利用に関する取組により達成しようとする目標を可能な限り定めるものとする。

7 自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組および当該取組により達成しようとする目標

(1) 取組

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、事業活動の特性に応じ、使用等の段階において消費者の温室効果ガスの排出が削減される製品の製造その他の自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組を可能な限り定めるものとする。

(2) 目標

事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況等を踏まえ、自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組により達成しようとする目標を可能な限り定めるものとする。

8 その他のCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組等

事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況等を踏まえ、事業活動の特性に応じ、別表第1に掲げる取組を参考に、第5項から第7項までに掲げる取組以外のCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組を可能な限り定めるものとする。

第7 自動車管理計画の策定に当たり勘案すべき事項

自動車管理計画の策定に当たって、事業者が勘案すべき事項は、次に掲げるとおりである。

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

事業者は、その事業活動における自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に向けた取組について、事業者としての基本的な考え方を定めるものとする。

2 推進体制

事業者は、取組を着実かつ確実に実施するため、責任者を定め、事業者全体で推進するための体制を整備するものとする。

3 計画期間

基本的な方針、取組および取組により達成しようとする目標を勘案して定めるものとする。

4 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、基本的な方針と整合を図りながら、次に掲げる事項に係る取組を定めるとともに、それぞれの達成目標および達成期限を設定するものとする。

- (1) 自動車の使用の合理化
- (2) 次世代自動車等の導入
- (3) 従業員に対する自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する教育
- (4) その他の取組

第8 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定に当たり勘案すべき事項

再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定に当たって、小売電気事業者が勘案すべき事項は、次に掲げるとおりである。

1 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針

小売電気事業者は、自らの小売電気事業における再生可能エネルギー電気の供給の拡大に向けた取組について、小売電気事業者としての基本的な考え方を定めるものとする。

2 推進体制

小売電気事業者は、取組を着実かつ確実に実施するため、責任者を定め、小売電気事業者全体で推進するための体制を整備するものとする。

3 計画期間

基本的な方針、取組および取組により達成しようとする目標を勘案して定めるものとする。

4 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組の内容

小売電気事業者は、基本的な方針と整合を図りながら、県内への小売供給量に占める再生可能エネルギー電気供給量の割合の拡大を図るための取組を定めるとともに、その達成目標および達成期限を設定するものとする。

5 電気の供給に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図るための取組の内容

小売電気事業者は、供給する電気に関する温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を踏まえ、電気の供給に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図るための取組を可能な限り定めるものとする。

付 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 日常生活に係る低炭素社会づくり指針（平成23年滋賀県告示第468号）
- (2) 事業活動に係る低炭素社会づくり指針（平成24年滋賀県告示第197号）

別表第1（第3関係）

事業者に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（例）

1 事業者自らが排出する温室効果ガスの量を削減するための取組

(1) 一般的事項

ア 推進体制の整備

- (ア) 取組を効果的に推進するための責任者の設置、役割分担の明確化および経営者による取組方針等の明確化
- (イ) 担当部署での具体的な取組の立案および組織横断的な検討委員会等の設置
- (ウ) 毎年度の温室効果ガスの排出の量の把握、整理・分析および社内における情報共有体制の整備
- (エ) 管理マニュアルの作成および社内研修体制の整備

イ エネルギーの使用に関するデータ管理

- (ア) 年・季節・月・週・日・時間単位等のエネルギー使用量の把握
- (イ) 設備の稼働状況や運転時間の把握

ウ 設備の運用および保守の管理

- (ア) 使用状況や季節変動に応じた設備の運用の見直し、エネルギー使用の効率の改善に必要な事項についての管理基準の設定、定期的な計測およびその結果の記録
- (イ) 定期的な設備の点検・整備による適切な保守管理の実施

(2) ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善

ア 燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)

- (ア) 使用する設備および燃料の種類に応じた空気比の適正化
- (イ) 複数の燃焼設備を使用する場合の燃焼設備全体としての熱効率の向上
- (ウ) 燃料の性状に応じた適切な運転

イ 加熱および冷却ならびに伝熱の合理化(熱利用設備)

(ア) 加熱設備等

- a 熱媒体の温度、圧力、量の適正化による熱量の過剰供給の防止
- b 工業炉の設備の構造、被加熱物の特性、前後の工程等に応じた熱効率の向上によるヒートパターン(被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の態様をいう。)の改善
- c 被加熱物または被冷却物の量および炉内配置の適正化による過大負荷および過小負荷の防止
- d 複数の加熱設備を使用する場合の加熱設備全体としての熱効率の向上
- e 加熱を反復して行う工程における工程間の待ち時間の短縮
- f 断続運転が可能である場合の運転の集約化
- g 不要時の蒸気供給バルブの閉止
- h 蒸気の乾き度の維持

(イ) 空気調和設備、給湯設備

- a 空気調和を施す区画の限定、ブラインドの管理等による負荷の軽減
- b 空気調和を施す区画の使用状況等に応じた運転時間、温度、換気回数、湿度等の適正化
- c 関西広域連合で取組を呼びかけている温度(夏28℃、冬19℃)を勘案した事務所などでの冷暖房時の室温設定およびエコスタイル(夏はノーネクタイ、ノー上着など、冬は上着、セーターの着用など)の実施
- d 外気条件の変動に応じた冷却水温度、冷温水温度、圧力等の設定の適正化
- e 空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備が複数の設備で構成されている場合の負荷変動等に応じた稼働台数の調整または稼働機器の選択
- f 季節および作業内容に応じた給湯の供給箇所の限定ならびに給湯温度および給湯圧力の適正化
- g 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機、ポンプ等で構成されている場合の総合的なエネルギー消費効率の向上

(ウ) 廃熱の回収利用(廃熱回収設備)

- a 排ガスを排出する設備等に応じた排ガス温度の低減および廃熱回収率の向上
- b 廃熱の回収を行う蒸気ドレンの温度、量、性状の範囲の適正化
- c 加熱された固体または流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等の回収利用の範囲の適正化
- d 廃熱の温度、設備の使用状況に応じた廃熱の適正な利用

(エ) 熱の動力等への変換の合理化(発電専用設備およびコージェネレーション設備)

- a 複数の発電設備の並列運転の際の総合的なエネルギー消費効率の向上
- b コージェネレーション設備のボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の総合的なエネルギー消費効率の向上および複数のコージェネレーション設備の並列運転の際の総合的なエネルギー消費効率の向上

(オ) 抵抗等による電気の損失の防止(受変電設備および配電設備)

- a 変圧器および無停電電源装置の稼働台数の調整および負荷の適正な配分
- b 配電経路の短縮、配電電圧の適正化による配電損失の低減
- c 進相コンデンサの設置等による受電端における力率の向上
- d 三相電源に单相負荷を接続させる場合の電圧の不均衡の防止
- e 電気使用設備の稼働調整を通じた電気の使用の平準化による最大電流の低減

ウ 電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備)

(ア) 電動力応用設備、電気加熱設備等

- a 電動力応用設備の電動機の空転の防止および不要時の停止
- b 複数の電動機を使用する場合の稼働台数の調整および負荷の適正な配分
- c 流体機械の使用端圧力および吐出量の見直し、負荷に応じた運転台数および回転数の適正化による電動機の負荷の低減ならびに負荷変動幅が定常的な場合の配管やダクトの変更、インペラーカット等の対策の実施

- d 電気加熱設備における被加熱物の装填方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減、断熱および廃熱回収利用の適正化による熱効率の向上
- e 適当な形状および特性の電極の採用ならびに電極間距離、電解液の濃度、導体の接触抵抗等の適正化による電解効率の向上
- (イ) 照明設備、昇降機、事務用機器
 - a 照度を比較的必要としない場所、照明を利用していない場所および時間帯における照明設備の調光による減光または消灯
 - b 利用の少ない時間帯における昇降機の停止階の制限、稼働台数の制限等による運転の効率化
 - c 使用しない時間帯における事務用機器の電源の遮断、低電力モードの設定
- (3) 設備導入等による措置
 - ア ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む。)
 - (ア) 燃焼設備
 - a 燃焼設備および燃料の種類に適合し、かつ、負荷および燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量および空気比を調整できる燃焼機器の導入、リジェネレイティブバーナー等熱交換器と一体となったバーナーの導入
 - b 通風量および燃焼室内の圧力を調整できる通風装置の導入
 - c 燃焼制御装置の導入
 - d 燃料の燃焼状態の把握および改善に必要な事項の計測のための機器の導入
 - (イ) 熱利用設備
 - a 熱交換に係る部分における熱伝導率の高い材料の採用
 - b 熱交換器の増設および配列の適正化による総合的な熱効率の向上
 - c 工業炉の炉壁面等の性状および形状の改善による放射率の向上
 - d 加熱等を行う設備の性状および形状の改善による熱伝達率の向上
 - e 工業炉の炉体、架台、治具、被加熱物を搬入するための台車等の熱容量の低減
 - f 直火バーナーの導入、液中燃焼等被加熱物の直接加熱
 - g 蒸留塔の運転圧力の適正化、段数の多段化等による還流比の低減、蒸気の再圧縮、多重効用化等による蒸留塔の効率の向上および内部熱交換器の導入
 - h 加熱設備等の制御方法の改善による熱利用効率の向上
 - i 被加熱物の水分の事前除去、予熱、予備粉碎等の事前処理の実施
 - j 熱利用設備の小型化および分散配置または蓄熱設備の導入
 - k 熱媒体を用いる加熱設備および乾燥設備等の設置に際しての熱効率の向上、所要動力に見合った容量の設備の導入
 - l 断熱材の厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化、真空断熱等による熱利用設備の断熱性の向上
 - m 開口部の縮小または密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等による放散および空気の流入による熱の損失の防止
 - n 熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、熱源設備の分散化等による放熱面積の低減
 - o 熱利用設備の回転部分、継手部分等にシールを行う等による熱媒体の漏えいの防止
 - p 開放型の蒸気使用設備、高温物質の輸送設備等へのおおいの設置または閉鎖型の回収装置等による蒸気ドレンの回収による熱の損失の低減
 - q 冷却器および凝縮器への入口温度の低下による熱回収の効率化
 - r 輸送段階での放熱の防止およびスチームセパレーターの採用による加熱等を行う設備で用いる蒸気の乾き度の向上
 - s 多重効用缶による加熱等を行う場合の効用段数の増加による総合的な熱効率の向上
 - t 高温で使用する工業炉と低温で使用する工業炉の組合せ等により熱を多段階利用することによる総合的な熱効率の向上
 - u 加熱等の反復を必要とする工程の連続化もしくは統合化または短縮もしくは一部の省略
 - v 温水媒体による加熱設備における真空蒸気媒体による加熱
 - w 用途に応じた熱源のハイブリッド化の導入
 - x 工業炉の炉壁の断熱性の向上による炉壁外面温度の低減

- (ウ) 廃熱回収設備
 - a 煙道、管等の廃熱温度の維持、伝熱面の性状および形状の改善、伝熱面積の増加等による廃熱回収率の向上
 - b 蓄熱システムの導入
- (エ) コージェネレーション設備
需要が十分見込まれる場合の適正規模のコージェネレーション設備の導入
- (オ) 電気使用設備
 - a 負荷変動に対する稼働状態の調整を容易にするための設備の導入
 - b 負荷機械の特性および稼働状況に応じた所要出力に見合う電動機の導入
 - c 燃料の燃焼、蒸気、電気等による加熱の特徴を比較勘案した加熱設備の導入
 - d エアーコンプレッサーの小型化および分散配置、エアー需要に見合う圧力のエアーコンプレッサー、ブロワーおよびファンの導入
 - e 自動販売機を設置する場合のセンサーやタイマー等の活用、需要の少ない時間帯の運転停止、照明の自動点消灯等の実施
 - f 適正な配置、配電圧、容量での受変電設備および配電設備の導入
 - g コンピュータの使用等による電気の使用状態の的確な計測管理の実施
 - h 進相コンデンサ等の力率改善のための設備の導入
- (カ) 空気調和設備
 - a 区画ごとに個別制御できる設備の導入
 - b 効率の高い熱源設備を使用したヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム、冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合の熱回収システム、熱回収型ヒートポンプおよび廃熱駆動型熱源機の導入
 - c 負荷変動に応じた効率の高い運転が可能な熱源設備および熱搬送設備の導入
 - d 回転数制御装置による変风量システムおよび変流量システムの導入
 - e 空気調和を行う部分の壁、屋根の断熱性の向上、窓の断熱および日射遮蔽対策の実施
 - f 配管およびダクトの断熱性の向上
 - g 全熱交換器の導入
 - h 生産設備等により発生する熱の区画外への直接排出、建屋の開口部の閉鎖による負荷の低減
 - i 空気調和の対象範囲の細分化
 - j 室外機の設置の際の通風状態等の確認
 - k 空気効率の改善に必要な事項の計測のための機器の導入および工場エネルギー管理システムまたはビルエネルギー管理システムの導入
 - l 二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システム、外気冷房システムおよび省エネ冷却塔の導入
 - m 大温度差送風・送水システムの導入
 - n デシカント外気処理機、顕熱・潜熱分離処理方式、タスク・アンビエント空気調和設備および放射型空気調和設備の導入
 - o 負荷特性等を考慮した熱源のハイブリッド化
- (キ) 給湯設備、換気設備、昇降設備等
 - a 負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備の導入、使用量に応じた局所式給湯設備の導入
 - b ヒートポンプシステムの導入、潜熱回型設備の導入
 - c 各種センサー等による換気設備の風量の制御
 - d エスカレーターへの人感センサーの導入、エレベーターへの回生制動機能付き設備の導入
- (ク) 照明設備
 - a LED照明器具等のエネルギー消費効率の高い照明器具への更新
 - b 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新
 - c 点灯回路等の総合的な照明効率を考慮した照明器具への更新
 - d 照明対象範囲の細分化
 - e 人感センサーの導入およびタイマーの導入
 - f 初期照度補正または調光制御のできる照明設備への更新
- イ その他の排出抑制措置
- (7) 燃料の選択

単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さい燃料の優先的な選択

(イ) 再生可能エネルギー等の活用

- a 太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、小型水力発電設備等の導入
- b aの再生可能エネルギー利用設備により発電された電気の自家消費
- c 小売電気事業者からの再生可能エネルギー電気の調達
- d グリーン電力証書およびグリーン熱証書の購入

(ロ) 未利用エネルギーの活用

- a 工場排水、下水、河川水、地下水等の温度差エネルギーの有効利用
- b 高温の燃焼ガスまたは蒸気の発電、作業動力等への有効利用、複合発電および蒸気条件の改善による動力等への変換効率の向上
- c 可燃性廃棄物の燃焼等に伴って発生するエネルギーや燃料の回収利用

(ハ) 連携省エネルギーの取組

- a 他事業者との連携による余剰エネルギー等の有効利用
- b 近接する街区・地区や隣接する建築物間におけるエネルギーの融通等のエネルギーの面的利用

(ニ) エネルギーサービス事業者の活用

エネルギー供給事業者、ESCO事業者(エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者)等によるエネルギー効率改善に関する診断、助言等の活用

2 自らの事業活動を通じて他者が排出する温室効果ガスの量の削減に寄与することとなる取組

(1) 製品の製造等

- ア 省エネ製品等および省エネ製品等に組み込まれている技術(部品および素材を含む。以下同じ。)の生産
- イ 省エネ製品等および省エネ製品等に組み込まれている技術の研究開発等

(2) サービスの提供等

- ア 余剰エネルギーの他者への融通により、他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組
- イ サービスの利用者が当該サービスを利用することにより温室効果ガスの排出を抑制することとなるサービスの提供
- ウ 省エネ製品等および省エネ製品等に組み込まれている技術の販売

3 その他のCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組

(1) 環境物品等の購入等

- ア 環境物品等の購入等の推進を図るための基本方針の作成
- イ グリーン購入実践プラン滋賀登録制度(GPプラン滋賀)への登録

(2) 廃棄物の発生の抑制等

廃棄物の発生の抑制および分別等による再資源化の推進

(3) 森林の保全および整備

- ア 琵琶湖森林づくりパートナー協定への参加
- イ 滋賀県森林CO₂吸収認証制度の活用

(4) 従業員の自動車通勤等の抑制

- ア 通勤用バスの運行等による従業員の自動車通勤の抑制
- イ 送迎バスの運行等による施設の来場者の自動車利用の抑制

(5) 消費者への情報の提供

- ア 販売または提供する製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量または環境性能等に関する情報の提供
- イ 自らが行うCO₂ネットゼロ社会づくりの取組に関する情報の提供

(6) クレジットの活用

- ア J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットの生成
- イ J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットの取得
- ウ J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットを付した製品等の開発等

(7) その他の取組

- ア 敷地内、壁面、屋上等の緑化
- イ 従業員に対する環境教育の推進

4 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組

- (1) 一般的事項
 - ア 推進体制の整備
 - (ア) 温室効果ガスの排出抑制に関する取組を効果的に推進するための責任者の設置、役割分担の明確化および経営者による取組方針等の明確化
 - (イ) 担当部署での具体的な取組の立案および組織横断的な検討委員会等の設置
 - (ウ) 毎年度の燃料消費量に基づく温室効果ガスの排出の量の把握、整理・分析および社内における情報共有体制の整備
 - (エ) 管理マニュアルの作成および社内研修体制の整備
 - イ エネルギーの使用に関するデータ管理
 - 自動車ごとの走行距離、燃料消費量等の把握を通じた取組効果の分析
 - ウ 自動車の運用および保守の管理
 - (ア) 温室効果ガス排出量の削減を目的とした運転管理、計測・記録および保守・点検についての自主マニュアルの作成
 - (イ) 定期的な点検・整備による適切な保守管理の実施
- (2) 自動車使用の合理化
 - ア 輸送の効率化
 - (ア) 荷役・運搬の効率化のための商品の形状またはその荷姿の標準化等の工夫および製品やその包装資材の軽量化または小型化
 - (イ) 目的地までの効率的なルートを選定
 - (ウ) 輸送量や使用目的に応じた適正な車両の使用
 - (エ) 他事業者との連携による共同輸配送等の推進および帰り荷の確保
 - (オ) 準荷主との調整による取引単位の大規模化等による多頻度少量輸送および曜日・時間を指定した輸送の見直し
 - (カ) 出庫時間の調整、道路交通情報通信システム(VICS)の活用等による道路混雑時の輸送の見直し
 - イ 積載率の向上
 - 輸送物品の重量、形状、特性等に応じた最適な輸送ロットの決定
 - ウ 輸送方法の選択
 - 貨物の適性を踏まえたモーダルシフト(自動車から鉄道および船舶への輸送方法の転換)の推進
 - エ 再配達削減
 - 貨物輸送事業者等と連携した消費者による配達予定日時や受取場所の指定、宅配ボックスの共同利用
- (3) 次世代自動車等の導入等
 - ア 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車等の導入
 - イ 輸送目的に応じた適正な自動車の計画的な導入
 - ウ 蓄熱式暖房マット、蓄冷式ベッドルームクーラー等のエネルギー使用効率に優れた機械器具の導入
- (4) 従業員に対する教育
 - ア エコドライブの推進
 - (ア) 急発進および急加速をしないこと、アイドリング・ストップの実施等、環境および安全に配慮したエコドライブの推進
 - (イ) エコドライブの具体的な実践方法についてのマニュアル等の整備、周知および講習会等への参加の促進
 - (ウ) デジタル式運行記録計の活用
 - イ 公共交通機関の利用促進
 - (ア) 公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動の推進
 - (イ) 「ノーマイカーデー」の実施

別表第2(第4関係)

県民に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組(例)

1 エネルギー使用量の把握

- (1) 環境家計簿(家庭におけるエネルギー使用量を記録することにより、自らのエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量等を把握することができるようにするもの)の利用
- (2) 省エネナビ等エネルギー使用量の現状を測定・表示する装置の設置

- 2 エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用等
 - (1) エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用
 - ア LED照明への交換
 - イ その他エネルギー消費性能等が優れている家庭用電気機器、ガス機器、水回り機器等の購入または買換時における選択および使用
 - (2) エネルギー消費機器等の効率的な使用
 - ア 空き室、不在時等点灯が不要な場合における照明器具の消灯、視聴していないテレビの電源を切ることその他のエネルギー消費機器等の不使用時のエネルギーの消費を抑制する措置の実施
 - イ 冷蔵庫の扉の開閉回数を減らすことその他のエネルギー消費機器等の効率的な使用
- 3 冷暖房時の適切な温度
 - (1) 冷房時においては28度、暖房時においては20度を目安とした、冷暖房時の温度の適切な調整の実施
 - (2) 適切な服装による冷暖房機の運転の抑制
- 4 環境物品等および県内産の農産物等の購入等
 - (1) リサイクル製品、量り売り・詰め替え製品等の積極的な購入または買換時における選択
 - (2) J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットが付された製品等の積極的な購入
 - (3) 県内で生産された農産物等の購入または選択
- 5 廃棄物の発生の抑制等
 - (1) 家庭ごみの発生の抑制および分別等による再資源化
 - (2) 繰り返し利用できる製品等の使用
 - (3) シェアリングサービスの利用
- 6 住宅に係るエネルギーの消費の抑制等の取組
 - (1) 窓からの日射の遮蔽
 - よしず、つる植物等による日射の遮蔽
 - (2) 断熱改修の実施
 - ア 複層ガラス、窓用断熱シートの導入等窓の断熱化の実施
 - イ 外壁、屋根等の断熱改修の実施
 - (3) 再生可能エネルギーの利用
 - ア 太陽光発電設備、太陽熱温水器等の導入
 - イ 再生可能エネルギー電気の購入
 - (4) 県産木材の利用
 - 住宅を建築する際の県産木材の利用
- 7 自動車等に係るエネルギーの消費の抑制等の取組
 - (1) 公共交通機関の利用等への転換
 - 自家用自動車の利用に代えて、鉄道、バス等の公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動への転換
 - (2) 次世代自動車等の購入等
 - 自動車等を購入し、または使用する際の、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車等の選択
 - (3) 自動車走行量の抑制等
 - ア 相乗り等による走行量の抑制
 - イ 緩やかな発進を行うこと、加減速の少ない運転を行うこと等エコドライブの実施
 - ウ タイヤの空気圧を適正に維持すること等適正な整備の実施
 - (4) 再配達削減
 - 配達予定日時や受取場所の指定が可能な場合の指定、自宅への宅配ボックスの設置等

別表第3 (第5関係)

地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する活動 (例)

- 1 別表第2および次に掲げる取組についての実践活動
 - (1) エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用等
 - ア 地域の街灯のLED照明への転換
 - イ 共同による太陽光発電設備の設置

- (2) 自動車等に係るエネルギーの消費の抑制等の取組
カーシェアリング(自動車の共同利用)の実施による自動車走行量の抑制等
- (3) 森林の保全および整備
森林の間伐等森林の保全および整備の実施
- (4) 農業および水産業に係る取組
共同による堆肥の施用

2 次に掲げる普及啓発活動

- (1) 別表第2および前項各号に掲げる取組その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組についての出前講座、講演会等の実施
- (2) 前号に規定する取組についての啓発資料の作成

滋賀県告示第126号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。
令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1項第1号の表工作機器の部に次のように加える。

金 属 3 D 造 形 モ ニ タ リ ン グ シ ス テ ム	1,590
金 属 3 D 設 計 支 援 シ ス テ ム	1,100

別表第2項第1号の表分析機器の部に次のように加える。

電 磁 波 シ ー ル ド 測 定 装 置	960
-----------------------	-----

別表第2項第1号の表繊維試験機器の部中

純 曲 げ	420	を
-------	-----	---

純 曲 げ	420	に改め、同部に次のように加える。
一 本 曲 げ	1,090	
糸 ね じ り	1,000	

バ ギ ン グ 試 験 機	520
M V S S 燃 焼 性 試 験 機	650

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県告示第127号

メイドイン滋賀企業立地助成金交付要綱(平成27年滋賀県告示第236号)の一部を次のように改正する。
令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

第3条第1項第1号イ中「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)」を「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)」に、「低炭素社会づくりに」を「CO₂ネットゼロ社会づくりに」に改める。

別記様式第1号(別紙1)6、別記様式第4号3(4)および別記様式第5号5(4)中「低炭素社会づくりに」を「CO₂ネットゼロ社会づくりに」に、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第20条第1項」を「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第25条第1項」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある改正前のメイドイン滋賀企業立地助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分

の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第128号

滋賀県景観調査指針(平成14年滋賀県告示第414号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第129号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定めた滋賀県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該変更後の滋賀県景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更後の滋賀県景観計画は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 景観計画の名称 滋賀県景観計画
- 2 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

教 育 委 員 会 規 則

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第1号

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いう。)は、」の右に「奨学金および入学資金の貸与を受けようとする場合にあっては」を加え、「奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)」を「奨学金および入学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、電子計算機購入資金の貸与を受けようとする場合にあっては連帯保証人と連署した電子計算機購入資金貸与申請書(別記様式第2号の2)」に改め、同項第2号中「、うまたはエ)を「またはウ)に改め、同項に次の1号を加える。

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

第4条中「、別に定める奨学資金貸与選考委員会に諮った上)を削る。

第5条に次の1項を加える。

3 電子計算機購入資金は、前条の規定による貸与の決定の通知後、速やかに貸与する。

第7条第1項第2号中「条例)を「奨学生(条例第6条に規定する奨学生をいう。第14条において同じ。)にあっては、条例)に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

第8条第3項中「した金額)の右に「とし、その金額が1,000円未満のときは、1,000円とする。」を加える。

第14条中「(条例第6条に規定する奨学生をいう。)」を削る。

別記様式第1号中「奨学資金貸与申請書)を「奨学金および入学資金貸与申請書)に、(宛先) 滋賀県教育委員会」

を(宛先) 滋賀県教育委員会)に、「奨学資金の貸与)を「奨学金および入学資金の貸与)に、「年度分の奨学資金)を「年度分の奨学金)に改め、「四捨五入した金額)の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加える。

別記様式第1号の2中「前年の額を記入してください。」の右に「ただし、条例第2条第3号ウに規定する申請しようとする年の世帯の収入の年額の見込額が生活保護法第8条第1項の規定により測定したその世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であることを理由として申請する場合には、申請しようとする年の額を併記してください。」を加える。

別記様式第2号中(宛先) 滋賀県教育委員会)を(宛先) 滋賀県教育委員会)に、「四捨五入した金額)の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第3条関係)

電子計算機購入資金貸与申請書							
							年 月 日
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けたいので申請します。							
						県教委使用欄	年 第 号
申請者自筆	ふりがな					電話(自宅)	- -
	申請者氏名	Ⓜ				電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -					
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。				
保護者自筆	ふりがな					電話(自宅)	- -
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印				電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -				申請者との関係	
連帯保証人自筆	ふりがな					電話(自宅)	- -
	連帯保証人氏名	実印				電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -				申請者との関係	
申請者自筆	電子計算機購入資金	貸与希望額 円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)					
学 校 記 入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。						
	年 月 日 (学校名) (学校長名) Ⓜ						
	電子計算機機種名	※ 学校推奨機種 ・ 推奨機種以外			電子計算機金額	円 (1,000円未満は切り上げる)	
申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学			申請者卒業予定年月	年 月	申請者学年	年

誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 	
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（上限150,000円）とします。 5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。 	
	<p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○電子計算機購入資金の貸付額</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 987 555 1088">電子計算機購入資金</td> <td data-bbox="555 987 1402 1088">電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）</td> </tr> </table>	電子計算機購入資金
電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）	
制度の概要	<p>○奨学資金借用証書の提出</p> <p>高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間</p> <p>貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定</p> <p>返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） $[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ <p>○利息</p> <p>利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合</p> <p>奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第3号中

貸与金額	奨学金	月額	円	を
	入学資金		円	

貸与金額	奨学金	月額	円	に改
	入学資金		円	
	電子計算機購入資金		円	

める。

別記様式第6号中 「(宛先) 滋賀県教育委員会」 を 「(宛先) 滋賀県教育委員会」 に、「四捨五入した金額」の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加える。

付 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

